

(案)

令和 6 年 7 月 日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市総合計画審議会

会 長 中 林 一 樹

新大和市総合計画基本構想・基本計画骨子（案）について（答申）

令和 6 年 4 月 4 日付けをもって諮問がありました新大和市総合計画基本構想・基本計画骨子（案）について、慎重に審議を行い、その結果、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、新大和市総合計画基本構想・基本計画を策定する際には、できる限りその趣旨を反映するようお願いいたします。

新大和市総合計画基本構想・基本計画骨子（案）に対する意見

1. 将来都市像

○将来都市像「みんながつながる健幸都市やまと」について、その趣旨を市民としっかり共有できるよう、「つながり」や「健幸」の概念などを丁寧に説明すること。

2. 計画期間（目標年次）

○総合計画は、中長期的な展望を示しながらも、社会情勢等の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、骨子（案）のとおり、基本構想を 10 年間（令和 7 年度～令和 16 年度）、基本計画を 5 年間（令和 7 年度～令和 11 年度）、実施計画を 3 年間（毎年度見直し）とすることが適当と考える。

3. 計画期間における人口の推移

○大和市の総人口は、計画期間中に増加することを見込んでいるが、施策を検討するうえでは、年齢構成の変化をとらえることが大変重要である。今後、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増えることを見据えて施策展開が図れるよう、総人口の推移だけでなく年齢構成の変化を示すことについても検討すること。

4. 土地利用の方向

○総合計画として今後 10 年間の方向を示すうえでは、一部の地区について具体的に示すなどの限定するような表現は避け、大局的な視点を踏まえた方向とすること。

○大和市では、市の北部、中部、南部の地域において、人口の推移や高齢化率の傾向が異なると考えられるため、それぞれの地域の傾向を踏まえた土地利用の方向を示すことについて検討すること。

5. 財政運営の方向

○大幅な税収増がない一方で、社会保障関連経費等が増加すると見込まれる中では、受益者負担の適正化や公共施設の適正配置などを進めることは重要だが、市民のニーズを的確に捉えることが前提となることに留意すること。

6. 計画の体系

○「将来都市像実現に向けた目標 3 こどもが将来に希望を持って生きるまち」について、こどもを対象とした支援施策や教育施策だけでなく、親を対象とした子育て施策も包含できるような表現へ変更することが適切であると考え。

○「行政経営の方針」において大事にすることとして掲げている「市民の声を聞くとともに市の取り組みを市民に分かってもらえること」、「広域の連携を含む様々な協力を進めること」及び「市民サービス向上などに向けて新しい技術を取り入れること」については、基本方針とは別のものとするのではなく、一体的に示すことで分かりやすくなるものと考え。

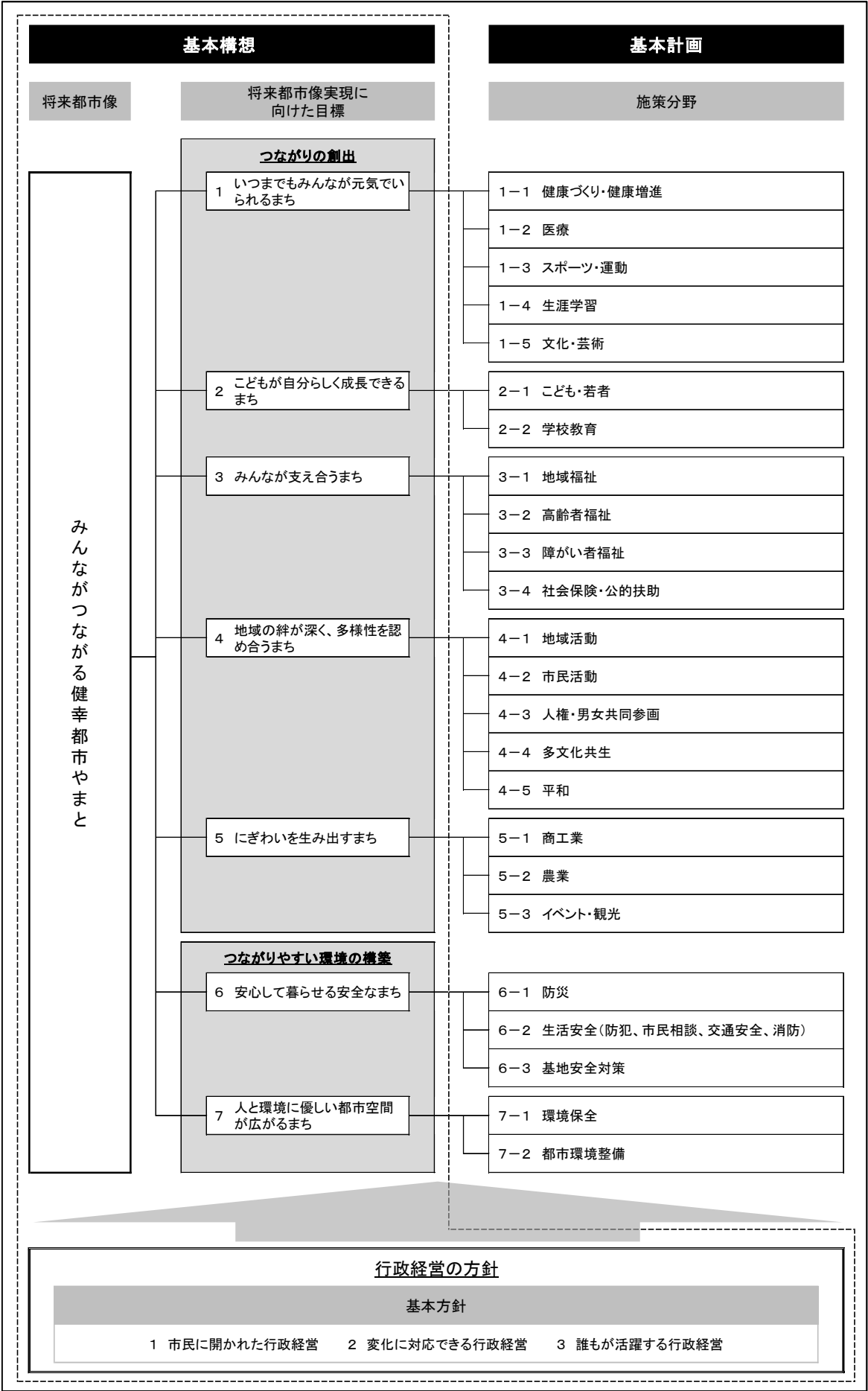
○「行政経営の方針」は、市役所だけでなく、市民や事業者などにも関係する部分であるため、基本方針の語尾を「市役所」とする表現の見直しが必要と考える。

○「基本方針 2 スピード感のある市役所」が、社会の変化への迅速な対応の実現を目指すことを意図しているのであれば、それをより的確に示す表現への見直しが必要と考える。

○7つの「将来都市像実現に向けた目標」について、共通性を踏まえたグループにまとめることや、関連が近い目標を前後に並べることで、より分かりやすい体系になると考える。

○以上のことを踏まえ、次のような計画の体系とすることについて検討すること。

【答申における計画体系（案）】



7. 基本計画に係る事項

※以降は、答申における計画体系（案）に基づき、意見を示す。

(1) 総括的事項

- 総合計画の策定にあたって、今後の施策を市民と共有しながら進めていくためには、市の取り組みの方針や市民と市の役割分担などを具体的に、分かりやすく、丁寧に示すこと。
- 総合計画の進行管理を適切に実施するため、主観指標だけでなく、客観指標の設定も検討すること。また、施策の成果を適切に把握できるよう、「施策分野」に対する指標ではなく、「施策分野」のもとで展開する施策に対する指標の設定について検討すること。
- 市民意識調査に基づく主観指標を設定する際は、可能な限り、回答者本人の意識が反映される指標とするように配慮すること。また、市民意識調査の実施にあたっては、市民が、その趣旨を正しく理解できる質問となるよう、十分に検討すること。
- 各施策分野における主な取り組みを提示する場合は、市が重点を置いている取り組みが示されると認識される可能性があることを踏まえて過不足がないように留意するとともに、示す取り組みは統一的な基準に基づいて選択すること。
- 各施策分野に関連するSDGsの17のゴールを提示する場合は、各ゴールに紐づいているターゲットなども参考にして、適切なものを選択すること。

(2) 施策分野に関する検討事項

(施策分野1-1 健康づくり・健康増進)

- 神奈川県が進めているような、予防医学の観点からの取り組みを当施策分野に位置付けることについて検討すること。
- 喫煙対策に関する方針等を示す場合は、市が実施する支援等を具体的にイメージできる内容とすることについて検討すること。

(施策分野1-2 医療)

- 当施策分野のもとに施策の目標を設定する場合は、行政が実施主体であることを踏まえた表現とすること。
- 当施策分野において、在宅医療と介護の一体的提供の促進を主な取り組みとして掲げる場合は、関連する個別計画として、大和市高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画を掲載することが適切であると考ええる。

(施策分野1-4 生涯学習)

- 豊かな暮らしのためには、年齢を問わず、市民が気軽に学べる環境が重要であることや、近年、「学び直し」の必要性が高まっていることを踏まえた方針を示すことについて検討すること。
- 将来の担い手を育成する役割もある現在の担い手への支援をしっかりと行う必要があるため、その方針を示すことについて検討すること。
- 当施策分野に関連して読書に関する課題等を示す場合は、一般的な考え方にとどまらず、大和市における取り組みの状況を踏まえた内容とすること。

(施策分野1-5 文化・芸術)

- (再掲) 将来の担い手を育成する役割もある現在の担い手への支援をしっかりと行う必要があるため、その方針を示すことについて検討すること。

(施策分野 2－1 こども・若者)

- 放課後児童クラブに関し、全国的には開設場所や運営人員が課題となっているところ、大和市においても課題があるのであれば、その旨を示すことについて検討すること。
- 不適切保育が社会問題となっている背景を踏まえ、安全安心な保育環境の確保や保育士の待遇の向上など、保育環境の質の向上に関する方針等を当施策分野に示すことについて検討すること。
- こども・若者の居場所の創出においては、こども・若者が積極的に活動できる場としての要素も含めていくことが求められると考える。また、こども食堂など、様々な家庭を支援する民間団体への活動支援も重要となる。こうしたことを踏まえながら、主な取り組み等を示すことについて検討すること。

(施策分野 2－2 学校教育)

- 当施策分野は、主な対象者が小中学校の児童生徒であるため、主観指標を設定する場合は、児童生徒を対象とした意識調査に基づく指標の設定について検討すること。また、主観指標だけでなく、学力テストの結果など、成果を端的に示すことのできる客観指標の設定についても検討すること。
- 今後、重要になると考えられている主権者教育や人権教育に関連した主な取り組みを示すことについて検討すること。
- 社会的な動向として、今後は、データ・リテラシーやデジタル・リテラシーが基礎能力として求められると考えられる。また、豊かな人間性や社会性を育むことも求められるところ、これらに関する主な取り組みの提示について検討すること。
- 「未来のやまと」に関する市民意見募集の結果において、発達障がいを含めた障がい児の支援学校の創設等を求める意見が見受けられることを踏まえ、施策の方針等としての提示について検討すること。

(施策分野 3－1 地域福祉)

- 当施策分野においては、地域における福祉の全体的な対応の仕組みに関する部分とし、包括的な支援や権利擁護などを含むように施策の方針や主な取り組みを示すことについて検討すること。

(施策分野 3－2 高齢者福祉)

- 全国的に見ても増加している身寄りのない高齢者への支援に関する方針等を示すことについて検討すること。

(施策分野 3－3 障がい者福祉)

- 当施策分野においては、障がい児も対象に含むことについて検討すること。

(施策分野 3－4 社会保険・公的扶助)

- 当施策分野における施策の成果を表す主観指標の設定は難しいと考えられるため、困窮者支援に関する指標や、マイナンバーカードの普及率など、客観指標の設定について検討すること。

(施策分野 4－1 地域活動)

- 「つながり」に着目した将来都市像の実現に向け、最も焦点を当てるべき施策分野は、「地域活動」と「市民活動」とであると考えられる。
- 特に、今後、人口が増える 60 歳代の方や、地域に潜在的に存在する担い手となる方が、地域活動や市民活動につながりやすくなるような仕組みを整えていくことが望まれる。

- 自治会活動の支援としては、経済的支援だけでなく、自治会が抱える課題に対する行政の伴奏支援も重要である。
- 以上のようなことも踏まえ、市として、当該施策分野に積極的に取り組んでいく姿勢を打ち出せる内容について検討すること。
- 自治会加入率の減少が全国的に止まらない中、加入率だけではなく、自治会活動の質を表す指標からも当該施策分野の成果を計ることについて検討すること。
- 地域活動や市民活動は、地域福祉と密接な関係があるため、関連する個別計画を示す場合は、地域福祉計画の掲載について検討すること。

(施策分野 4－2 市民活動)

- (再掲)「つながり」に着目した将来都市像の実現に向け、最も焦点を当てるべき施策分野は、「地域活動」と「市民活動」であると考え。
- (再掲)特に、今後、人口が増える 60 歳代の方や、地域に潜在的に存在する担い手となる方が、地域活動や市民活動につながりやすくなるような仕組みを整えていくことが望まれる。
- (再掲)以上のようなことも踏まえ、市として、当該施策分野に積極的に取り組んでいく姿勢を打ち出せる内容について検討すること。
- (再掲)地域活動や市民活動は、地域福祉と密接な関係があるため、関連する個別計画を示す場合は、地域福祉計画の掲載について検討すること。

(施策分野 5－1 商工業)

- 商店街の活性化を目指す旨を示す場合は、空き店舗の活用や、歩きやすい商店街づくりなど、具体的な取り組み内容を示すことについて検討すること。
- 後継者がいないために倒産してしまう商店をなくすため、新たな担い手を呼び込む取り組みについて検討すること。
- 総合計画に、市として、SDGs を踏まえて企業等を支援する旨を示すことも考えられるが、実現が難しい面もあるため、CSR(企業の社会的責任)を踏まえて支援する旨を示す方が、企業等にとって、より取り組みやすいものになると考える。
- 2027 年の国際園芸博覧会やその後のテーマパークの開園を見据えた施策の方針等を示すことについて検討すること。

(施策分野 5－2 農業)

- 大和市では就農者が減少し、また、遊休農地も増加しているところ、こうした農業の危機的状況に関してしっかりと示すことについて検討すること。
- 大和市の農業をこの先も継続させ、発展させていくためには、農を通じた地域住民の交流や、農業と福祉の連携、ふるさと納税との連携などの切り口から、新たな取り組みを展開していくことが求められる。また、相続により農地が売却されるという流れを止めることも必要である。これらに関する有効な方策について検討し、総合計画において、当該方策の実施に向けた方針を示すことが望ましい。

(施策分野 5－3 イベント・観光)

- (再掲)2027 年の国際園芸博覧会やその後のテーマパークの開園を見据えた施策の方針等を示すことについて検討すること。

(施策分野 6－1 防災)

- 総合計画は大きな方向性を示すものである一方、市民との方向性の共有も目的であるため、防災に対する日頃の備えに関する具体的な内容を示す必要があると考える。
- 当施策分野において、災害医療や避難行動要支援者などに関する課題への対応は重要であるため、その方針等を明確に示すことについて検討すること。
- このほか、能登半島地震など過去の災害事例を踏まえ、災害対策を充実させていくため、次の取り組みに関する方向性を示すことについて検討すること。
 - ・電線地中化の推進
 - ・避難所における個別テントの整備
 - ・市内にある井戸の維持管理
 - ・医療的ケアが必要な人、妊婦、乳幼児などに対する災害時の対応
 - ・ライフラインが止まっている中で在宅避難をしている人への支援体制

(施策分野 6－2 生活安全)

- 近年、大和市内では自転車事故が多く発生していることを踏まえ、自転車に焦点を当てた啓発活動の推進や自転車通行帯の整備に関する方針を示すことについて検討すること。
- 厚木基地がある大和市は、有事の際にミサイルが飛来する可能性が他自治体に比べて高いと考える市民が一定数いる可能性がある。このことを踏まえ、避難用地下シェルターの整備に関する方針の記載の必要性について検討すること。

(施策分野 7－1 環境保全)

- 資源ごみを回収するリサイクルステーション付近では、ごみが散乱していることがあるという課題や、リサイクルステーションまで資源ごみを持ち込むことが難しい高齢の方が増えていくという課題に対し、資源ごみの戸別回収は有効な対応策となるため、その導入に関する方針を示すことについて検討すること。

(施策分野 7－2 都市環境整備)

- 市内には、歩道がない、または、狭い場所などがあり、道路が十分に整備されているとは言えないため、当施策分野において、歩道を含む道路の整備に関する方針を明確に示すことについて検討すること。
- (再掲)) 2027 年の国際園芸博覧会やその後のテーマパークの開園を見据えた施策の方針等を示すことについて検討すること。

(3) 行政経営の方針に関する検討事項

(基本方針 1 市民に開かれた行政経営)

- 市民に開かれた行政経営を進めていくうえでは、行政内で情報公開制度に則り、適切に情報公開が行われるとともに、市民への情報公開制度の普及を図ることが重要である。このため、情報公開制度の普及等に関する方針を示すことについて検討すること。
- 市民に開かれた行政経営のもとでは、市民参加や協働など、市民の役割もあることを明確に示すことについて検討すること。
- 当基本方針のもとで、目標設定による事業管理に取り組む場合は、行政経営においても進行管理を行っていくため、行政経営の方針に対する成果を計る指標の設定について検討すること。

(基本方針 2 変化に対応できる行政経営)

- 変化に対応できる行政経営を進めるうえでは、デジタル技術を活用した業務改革が求められるところ、当基本方針のもとに、業務改革の意識啓発に関する方針を示すことについて検討すること。
- 市のデジタル化が地域のデジタル化促進につながることを、また、市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられることを目指し、デジタル技術の活用に関する方針を示すことについて検討すること。
- 今後、生産年齢人口が減少し、税収が減っていくのであれば、公共施設の統廃合もやむを得ないことである一方、将来都市像として「つながり」を増やしていくのであれば、一定程度の施設が必要となることも考慮すること。

(基本方針 3 誰もが活躍できる行政経営)

- 当基本方針においては、職員の潜在能力を引き出すことが重要であるため、職員の能力開発を目指すことを示すことが適切と考える。また、能力開発という目標のもとでは、業務に向かう姿勢といった個々の内面に関するだけでなく、地域課題に対応できる等、難しい業務に取り組めるような人材の育成に関する方針を示すことについて検討すること。
- ワークライフバランスの促進や各種ハラスメントの防止など、職場環境の適正化に関する方針をしっかりと示すことについて検討すること。